平成２６年5月1日

東京弁護士会会員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東 京 弁 護 士 会

会　　　長　　髙　中　正　彦

同　民事司法改革実現本部

本部長代行　　小　林　元　治

**民事司法実情調査アンケートの実施と報告のお願い**

　日ごろより、当会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

　２００１年の司法制度改革審議会意見書から１０年余り経過しましたが、とりわけ民事司法の分野では司法改革の成果を実感しがたい現状があります。国民が民事裁判を利用しやすくすることは、ひいては弁護士の領域拡大にもつながっていく重要な意味をもつと考えられます。

そこで、東京三弁護士会において、民事司法の実情を明らかにし、民事司法改革のための立法事実として、立法、法改正及び運用改善に役立たせることを目的とし、東京三会の弁護士を対象にアンケートを実施し、分析することとなりました。

本アンケートは「民事司法を利用しやすくする懇談会　最終報告書」に基づき、民事・基盤整備・家事・商事・行政・労働・消費者・医療の８分野で構成されており大部となっておりますが、そのうち**「１．民事事件」と「２．基盤整備」については、全会員の皆様に必ずご回答いただきたく、ご協力をお願いいたします。**「３．家事事件」以降は、ご経験のある先生は該当する分野についてもご回答をお願いいたします。

4月28日現在、東弁のみで512通のご回答をいただいており、ご回答済みの会員の方もいらっしゃるとは存じますが、会員数の２割（１５００通）の回答率を目指し、５月の全会員発送に加え、各委員会でも配布しております。今回配布いたしました、アンケートにご記入いただき、５月の全会員発送に同封されている返信用封筒にてご返送いただくか、弁護士会館４階・６階に設置してありますアンケート回収ＢＯＸにご投函ください。

また、回答用紙をご提出いただきましたら、併せて以下の返信票にご記入の上、ご提出をお願いいたします。**（回答期限：平成２６年６月末日）**

ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

【返信票】ＦＡＸ03-3581-0865

２０１４年　　月　　日

* 民事司法改革実情調査アンケートを提出しました。

ご氏名：　　　　　　　　　　　　　　　／登録番号：